新

# 地域再生計画

# $1 \sim 4$ (略)

5. 目標を達成するために行う事業

# 5-1 全体の概要

地域の基幹産業である林業を振興するため、未整備森林の積極的な新植・間伐等を実施する。また、「林道胡摩山線」、「林道十根川~三方界線」の全線開通 や「林道笹の峠線」、「林道十根川線」、「林道三方山線」及び「林道十根川~三 方界線」の集中的な整備を行うことにより、未整備林分へのアクセスを確保し、 森林施業の効率化及び基盤整備を図る。

各集落間のアクセス及び各集落から村中心部や観光拠点施設へのアクセスを確保し、利用者の生活利便性の向上を図るため、「村道長野飯干線」、「村道椎葉五家荘線」、「村道川の口上線」、「林道間柏原~中山線」及び「中の八重~夜狩内線」を一体的に整備する。

#### 5-2 法第5章の特別措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

村道;道路法に規定する村道に次のとおり認定済み。

- 村道 長野飯干線 平成 19 年 3 月 28 日
- •村道 椎葉五家荘線 平成11年3月11日
- ・村道 川の口上線 平成14年3月11日

林道:森林法による耳川地域森林計画(平成 18 年策定)に下記路線を記載。

- ・林道 笹の峠線
- 林道 十根川線
- 林道 三方山線
- 林道 十根川~三方界線
- 林道 間柏原~中山線
- ・林道 中の八重~夜狩内線
- 林道 胡摩山線

# 地域再生計画

 $1 \sim 4$  (略)

5. 目標を達成するために行う事業

# 5-1 全体の概要

地域の基幹産業である林業を振興するため、未整備森林の積極的な新植・間伐等を実施する。また、「林道笹の峠線」、「林道十根川線」、「林道三方山線」及び「林道十根川~三方界線」の集中的な整備を行うことにより、未整備林分へのアクセスを確保し、森林施業の効率化及び基盤整備を図る。

各集落間のアクセス及び各集落から村中心部や観光拠点施設へのアクセスを確保し、利用者の生活利便性の向上を図るため、「村道長野飯干線」、「村道椎葉五家荘線」、「村道川の口上線」、「林道間柏原~中山線」及び「中の八重~夜狩内線」を一体的に整備する。

#### 5-2 法第5章の特別措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

村道:道路法に規定する村道に次のとおり認定済み。

- 村道 長野飯干線 平成 19 年 3 月 28 日
- •村道 椎葉五家荘線 平成11年3月11日
- 村道 川の口上線 平成14年3月11日

林道:森林法による耳川地域森林計画(平成 18 年策定)に下記路線を記載。

- ・林道 笹の峠線
- 林道 十根川線
- 林道 三方山線
- · 林道 十根川~三方山線
- 林道 間柏原~中山線
- ・林道 中の八重~夜狩内線

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- · 村道(椎葉村) 椎葉村
- · 林道(椎葉村) 宮崎県、椎葉村

## 「事業期間〕

· 村道 (平成 22~26 年度)、林道 (平成 22~26 年度)

# 「整備量及び事業費]

- ・村道 0.9km、林道 18.91km
- 総事業費 798,000千円 (うち交付金 399,000千円)
  (内訳)村道 150,000千円 (うち交付金 75,000千円)、
  林道 648,000千円 (うち交付金 324,000千円)

5-3  $\sim 6$  (略)

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、関係部署(農林振興課、建設課及び<u>地域振興課</u>)において、毎年必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。また、評価結果については村広報誌及びホームページにて公表する。

8 (略)

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- •村道(椎葉村) 椎葉村
- · 林道(椎葉村) 椎葉村

## 「事業期間〕

· 村道 (平成 22~26 年度)、林道 (平成 22~26 年度)

## 「整備量及び事業費]

- ・村道 0.9km、林道 18.48km
- ・総事業費 798,000 千円 (うち交付金 399,000 千円)
  (内訳) 村道 150,000 千円 (うち交付金 75,000 千円)、
  林道 648,000 千円 (うち交付金 324,000 千円)

5-3  $\sim 6$  (略)

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、関係部署(農林振興課、建設課及び総務課)において、毎年必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。また、評価結果については村広報誌及びホームページにて公表する。

8 (略)